慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	スウェーデンにおける非行少年問題とその対策 : 少年刑務所を中心として
Sub Title	Juvenile delinquency and its treatment in Sweden : on the youth prison
Author	宮沢, 浩一(Miyazawa, Kōichi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1962
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.35, No.8 (1962. 8) ,p.1- 32
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19620815-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

スウェーデンにおける非行少年問題とその対策

——少年刑務所を中心として——

宮沢浩一

はじめに
一　第二次大戦後の少年犯罪概観
二　年齢区分による処遇の区別
三　児童福祉委員会の機構とその処遇
四　少年刑務所の特質と現実
むすび

はじめに

スウェーデンにおいて、非行少年（犯罪を犯した少年——犯罪少年——と併せて、怠惰、放任その他教育に対して従順でなく、このことが一般社会に自分自身を適合させなくする原因となつているような、いわゆる虞犯少年をも含む）に対し、国家及び地方公共団体がいかなる対策をもつてのぞんでいるかにつき、これまでのところ、極く一部が知られているにすぎなかつた。制度としての児童福祉

委員会については、比較的資料は発表されている。例えば、少年の非行（後編）に訳出せられているセリン教授（スウェーデン系アメリカ人。現にペンシルバニア大学で社会学を講じている）の論文[1]であるとか宮原教授の「少年法[2]」の中には、この制度についての比較的詳しい紹介が見られるのである[3]。

しかしながら、非行少年の中、特に犯罪少年に対する施策の中、他の一方である少年刑務所の実態については、これまで、余り詳しい紹介はなかつたように思われる[4]。

私は、今年（一九六二年）四月二十六日から、約一〇日間、スウェーデンにおいて、主として少年刑務所を見学し、行刑に当る実務家に会つて、その実際を自分自身で尋ねる機会をもつことが出来た。もつとも、出発の前に、あらかじめスウェーデンにおける少年犯罪に対する制度につき、かなり詳細に論じているニキストの著書[5]によつて勉強しておいたことが、大へんプラスとなつたことは事実である（同書については、坂田君とともになした書評、本号一〇〇頁以下参照）。

以下、主としてスウェーデンにおける少年刑務所を中心とした紹介と現実の批判を試みる。ただ、この場合に、同国における少年犯罪対策の全体との関連でこれをとらえるために、児童福祉委員会についても、一応の説明をすることとする。

その際、特に私がこの小論の中で明確にしようと試みるのは、具体的事件を取り扱うに際して、犯罪少年の或る種のもの、特に年齢別にして一五歳から一七歳迄の少年と一八歳から二一歳迄の少年について、これを行政機関である児童福祉委員会に委ねるべきか、それとも、裁判所における審理に委ねるべきかについての区別の基準は何であるかという点を中心に考察したいと考える。何となれば、前掲のニキストの労作[6]でも、又、宮原教授の著書[7]でも、この点が極めて不明確であるからである。もつとも、私の得た資料も、更には、私が見聞した実務でも、この点は、実は余り明確ではなく、行政機構と司法機構の精密な区別という思考方法になれた者には、何か理論的にすつきりしないという印象が残つた。

しかし、この点こそが、実はスウェーデンの機構の大きな特色であるといえないことはないように思われる。つまり、こ

のような管轄の問題は、少年犯罪を如何にして防止するか、少年達をいかにして、再び社会に復帰せしめ、有為な人材として生かすか[8]という観点からみれば、実はとるに足らない、理論家の好奇心を満足せしめることにすぎない問題であるように思われるからである。北欧では実務家に限らず、いわゆる理論家と称される人達もまた、少年犯罪に関する問題を、大へん経験的、実際的に処理しようと考えている。これは、彼等との討論のときに、常に議論の中に現われてくるその根本的態度であつたのである。

スウェーデンの当局者の関心事は、いかにして少年犯罪に対し効果的な処理が出来るか、犯罪少年の社会復帰を如何にすれば容易にしうるかの点に置かれるのである。このことは、特に、事件を受理した検察官の判断の中に明らかに現われている。即ち、検察官は具体的事件に当面して、その本人である犯罪少年の主観的事情に応じて、如何なる処置がより適しているかをまず考え、併せて、その犯した行為の社会的意味、重大性とそれに対する社会の側での反響を考慮しつつ、事件を行政機関である児童福祉委員会に移送してその審判に委ねるか（ここでは大体において改善学校――Reformschule――での職業教育を受けさせる）、或は裁判所に起訴するかを決定する（裁判所は、年齢によつて、通常の刑務所又は少年刑務所での懲役刑を選択するか或は、事件を児童福祉委員会に再送致することもある）。少年刑務所でも、労働による治療（Arbeistherapie）として、職業教育がなされる。

この点においては、行政機関と司法機関のチームワークは非常によくとれているのであつて、この関係は、決して単に法律上の機構として、平板的にみてはならないのである。

ただしかし、この点については、更につつ込んで考えるべき社会学的な側面のあることに注意しなければならない。即ち、スウェーデンにおいてみられる、二つの社会問題との関連性である。その一つは、スウェーデン社会の人口不足であり、他の一つは、その地方分権の伝統による抑制である。

スウェーデンは日本の全土の約一・二倍である四四万九千平方粁の国土に、七四三万八〇六六人の人口をもち（一九五九

年）、その首府ストックホルムは人口一一一万強である。[9] 比較的恵まれた資源を活用する重工業の盛んな国でありながら、労働人口の不足は顕著である。従つて、労働力、特に下級労働者の需要が大であるところから、犯罪少年といえども、潜在的失業者として放置することは国民経済上、大きな問題であり、これ等の少年に職業教育をして、労働人口強化に資することは、急を要する社会的要請であるといつてよい。

又、スウェーデンは一四の児童福祉顧問地区（Consultant District）に分れその下に更に伝統的なコミューンという最低単位の行政区劃があり、そのコミューンが独自の自治活動を行なつている。[10] 従つて、コミューンの中の子供は、その中にあるコミューンの児童福祉委員会に委せようというのが、少年問題に対する社会の側のまず考える点であろうと思われる。

このような、社会学的なアプローチは、今ここでは展開すべく資料が余りにも貧困である。[11] 問題点として、今後に残しておきたい。

（1）セリン・スエーデンの少年裁判所の代用物・家庭裁判資料・第九号九九頁以下。
（2）宮原三男・少年法・二九頁以下、二八九頁以下。
（3）団藤他・少年法・ポケットコンメンタール・七頁。この他には見当らなかつた。
（4）成人のための開放的刑務所につき、団藤・ドイツ便り・その四・ジュリスト・一九五号、特に四八・九頁。
（5）Ola Nyquist; Juvenile Justice. Cambridge Studies in Criminology. Vol. 12 (1960).
（6）ニキストは、少年の年齢別グループにつき、それ等に固有な問題に従いつつ、適切な処遇方法を考える必要があるにも拘らず、その処遇内容にふれることなく、単に年齢の上限、下限をどうひくかという、極めて抽象的な事柄に問題をすりかえてしまつている。同書一五八頁以下参照。
（7）宮原・前掲・二九三頁に「検察官は、警察官から少年事件の送致をうけたときは、起訴を決定する前に、少年が居住する自治体内の少年保護委員会からその事件について報告を求めなければならない。そうして、この報告には、右の委員会が少年のためどのような措置を妥当と認めるかについて記載すべきであり、またこの報告には、委員会のなした社会的調査の結果を示さなければならない。かくして、かような調査の結果、検察官は、少年を普通裁判所に起訴するかまたは少年保護委員会の審判に委ねるかを定めるものである」とあり、年長少年についての処遇

として少年刑務所の問題を他の個所（三三七頁以下）で極く簡単にふれているにすぎない。ここにいわゆる少年保護委員会とは、(Child Welfare Board) の訳であろう。

(8) Amilon; The Youth Prison. p. 17.

(9) Ministere de la Justice & Institut Suedois; La Delinquance Juvenile d'apres-Guerre en Suede 1959. p. 4.

(10) 宮原・前掲・二八九頁によれば、一九五六年には全国で一〇三七の児童福祉委員会があるという。

(11) 本稿に使用する資料及び、爾後引用する場合の略号は次の通りである。

Amilon; Survey of the Swedish Penal System (1961)→ Amilon; Survey.
do; The Youth Prison. A Method of Treating Young Offenders in Sweden (1961)→ Amilon; Youth Prison
Bagger=Sjöbäck; Activities for Young People in Sweden (1961)→ Bagger=Sjöbäck; Activities
Bolin; Massnahmen gegen die Jugendkriminalität in Schweden (1961)→ Bolin; Massnahmen.
Ellwyn; The Treatment of Young Delinquents in Sweden (1955)→ Ellwyn; Treatment
Middendorf; Kriminelle Jugend in Europa (1953)→ Middendorf; Kriminelle Jugend
Nyquist; The Swedish System of Child Welfare Boards (1957)→ Nyquist; Swedish System.
do; Juvenile Justice (1960).
Ministere de la Justice & Institut Suedois; La Delinquance Juvenile d'apres-Guerre en Suede (1959)→ Ministere; Delinquance
Swedish Department of Justice; Swedish Penal Institution (1960)→ Swedish Department; Penal Institution
do; Swedish Penal Reform. rev. ed. (1958)→ Swedish Department; Penal Reform.

一　第二次大戦後の少年犯罪概観

スウェーデン社会においても、ここ数年来、少年犯罪の激増をなげく声は大きい。[1] しかし、他方、今回の旅行中、よく耳にしたことは少年犯罪は、その数において、ジャーナリズムが騒ぐ程、大した問題ではないという実務家[2]の声である。一体いずれが本当であるのか。

これは、結局のところ数字で示される以外には判断のしようがない。戦後、スウェーデンにも、戦争による影響はみられ

たか。二十世紀の病理は、二つの世界大戦を通じて中立を堅持したスウェーデンにも、その害毒を及ぼしているのであろうか。

問題を少年犯罪に限定してみよう。あらゆる時代にそれぞれに独自の少年問題が見られる。もつとも、国により、時代により、その現われ方を異にする。しかし、どのような差異があるにせよ、成人は少年問題に頭を悩ます一方、少年は成年の社会の中に、実はその問題の根元をもつているのである。しかも、現代は技術化、工業化の時代であるだけに、少年をめぐる社会環境は、古きよき時代の農業国家とは質的に違つている。その静的な社会相は、もはや現代のような動的な社会にはそのまま妥当する筈はない。社会構成員に対する要請も、彼等の生活条件も急激かつ急速に変化してゆく。もはや、かつてのように、世代から世代へと変化すること少なく、生活様式が受けつがれてゆくことはありえない。社会学の教えるように、今日の工業化した社会のダイナミックスはまさに都市化への推移によるところ大であつて、都市化によつて、かつては孤立していた各地方独自の生活様式が均一化されるに至る。かくて、よりどころとしていた価値、伝統といつた力が変容を強いられ、再構成せられるところとなり、価値の転換が見られるに至る。このことが、精神の安定を得ることのない少年達に規範とか価値に対する不信の念を生ぜしめ、彼等の心理に不安定さを与えることになる。[3] 少年問題につき、それをはぐくんでいる社会の変動によるところの質的な変化の面がこれまでの叙述で明らかにされたことと思う。これに対して、少年の出生率を中心とした量的変化の面でも、顕著な差異が認められる。

一九三〇年代の後半には、スウェーデンにおける出生数は年平均して約九万人であつたが、一九四〇年代の前半から次第に増加し、一九四四年、四五年にはピークに達し、実に一三万五千人を算えるに至つた。まさに五〇%増加したことを示す。爾来、その数は減少し、現在は一年平均一〇万人である。

この事実から分ることは、一九六〇年代の現在、一四歳から一八歳迄の少年の数はピークに達し、実に五一万人を算えて

いる。一九五〇年代と比べると、当時は三三万人の少年を擁していたのである。一八万人の増加というのは、三三%の増大を意味する。[4]

又、犯罪少年の中、少年刑務所に収容された少年の中の四分の三は、都市の出身であり、その中の四五%は大都市の出であることに注意しなければならない。[5]

スウェーデンのような、社会福祉国家、一見したところ静的な社会にも、都市化の問題、人口の大都市集中化の問題、そして都市化に伴つて、少年犯罪が増大しつつあるという現実が見られるのである。

以下の問題解明に必要な限度で、この数値を若干究明してみる。

なお、スウェーデンにおける刑事責任能力は一五歳をもつてはじまることに注意しておこう。

一九四六年から五六年迄の一〇年間の少年犯罪（犯罪人名簿に登録せられたもの）の数は第一表のごとき増大度を示している。[6]

第一表

年度	15—17歳		18—20歳	
	総数	男子	総数	男子
1946	601	541	1314	1113
47	496	434	1376	1222
48	414	441	1231	1092
49	443	412	1415	1273
50	455	426	1487	1321
51	469	436	1798	1648
52	470	445	1761	1609
53	448	417	1787	1630
54	376	356	1768	1618
55	334	317	1898	1719
56	429	411	2207	2059

ここで注意しなければならないことは、一五歳から一七歳までの少年につき犯罪人名簿には記載されない、起訴猶予の数が相当の割合を占め、特に一九五〇年以来、その数が増大している。ちなみに一九四五年には一二〇六件の起訴猶予があつたが、これに対して一九五六年のその数は三五二四件に達している。従つて、この事実を考え併せなければ、実は数値の上で何等大きな変化を観取しえないのは道理である。なお、一九五四年、五五年の数値が減少しているのは、一九五四年に発効した児童福祉法によつて、この年齢層の少年に対する取扱が変り、少年に対して、教育方法を主体とした児童福祉委員会の審判に附せしめる処分が主となつた事実による。要するに、第二次大戦後、少年犯罪は増加の一途をたどつていること、刑事責任に達しない年齢層の犯罪増加が、非常に深刻

であること、犯罪少年の年齢が次第に下降すること等に注意しなければならない。

第二表は各年齢層ごとに、それに属する少年の数を累計し、その数値とその年齢層に属する非行少年の総数とを比較したものである。[7] ただ、この場合、一五歳から一七歳までの少年の中、起訴猶予をうけた者も、一応その五〇％が有罪者として犯罪人名簿に登録されるものとして計算されている。各年度ごとの増減を明確化するため、各年齢層の少年を一〇万人に換算して、一〇万人当りの指数として表示したものである。ここから分ることは、一五歳から一七歳迄の少年の犯罪率は右一〇年間に三八・四％増大したのに対し、一八歳から二〇歳迄の少年においては、五一・六％を示している。

第三表は、犯罪を犯し、一五歳未満故、起訴されなかつた少年の増加率である。同様に、同年齢層一〇万人に対する指数、及び一九五〇年度を一〇〇とする指数で示したものである。[8]

ここに確定出来ることは、この年齢層の少年に五〇％の犯罪率の増加があるということである。

第四表は、第一審裁判所によつて有罪判決をうけた者の数とその年齢別の全人口を一〇万人としたときの指数を求めたものである。[9]

ここにおいても、かなり顕著な増加度を認めることが出来る。

第二表

年度	15-17歳	18-20歳	21歳以上
1946	484.7	473.3	155.3
47	468.7	506.4	147.7
48	481.8	459.6	127.7
49	485.1	535.0	143.8
50	522.3	568.8	156.5
51	636.6	697.1	188.3
52	650.6	696.8	204.4
53	633.8	718.4	202.1
54	676.7	708.4	210.4
55	670.6	742.5	235.4

第三表

年度	10—14歳	指数 1951＝100
1951	1,404	100
52	1,642	117
53	1,656	118
54	1,858	132
55	2,104	150
56	2,044	146

第四表

項目／年度	15—17歳		18—20歳	
	人数	指数	人数	指数
1948	441	176	1231	461
49	443	178	1415	535
50	455	186	1487	569
51	469	190	1798	697
52	470	186	1761	696

第五表

項目／年度	15—17歳		18—20歳	
	男	女	男	女
1948	154	3	573	2
49	120	4	631	92
50	107	3	633	110
51	126	7	721	82
52	113	1	697	97

第六表

項目＼年度		1949	1950	1951	1952	1953 男	1953 女
15 歳 — 17 歳							
判決	重懲役	10	8	—	6	3	—
	懲役	9	14	14	8	6	—
	予防拘禁	—	—	—	—	—	—
合計		19	22	14	14	9	—
18 歳 — 20 歳							
判決	重懲役	89	110	109	128	117	—
	懲役	29	41	70	72	70	1
	予防拘禁	1	1	—	—	—	—
	少年刑務所	147	139	142	115	121	2
合計		266	291	321	315	308	3

第五表は裁判所によつて、プロベーションに附された者の数を示している。一八歳から二〇歳までの女子の数が、かなり多いことには、注意を要する。第六表は自由を拘束する種類の判決をうけた者の数を年齢別に表示したものである。

この中重懲役は Penal Servitude の、懲役は Simple Imprisonment の訳である。

一五歳から一七歳までの少年が、少年刑務所以外の刑務所においてのみ、懲役刑を執行されているのは、当時、少年刑務所に入るためには一八歳以上であることを要するとされていたからである。この点に問題があつて、後に改正されて、現在ではこの年齢層の少年も少年刑務所に入ることが出来るようになつた。この点については、後に述べる。

このように数値的にみてくると、一九五六年から六五年迄の増加率は、一体どうなるであろうかということである。少くみつもつても、一九五五・六年の数値の五〇%以上は増大するのではないかということが言えよう。

犯罪件数をその数字だけでみた場合に、いかにも少いように見えるかも知れないが、人口七〇〇万の国であることを考えれば、やはり問題は深刻なものがある。以上の数値的事実の上に立つて、それでは一体、如何なる対策がこれに対して用意されているかを見てゆくことにする。

(1) 団藤・前掲ジュリスト・四九頁。

(2) Skenäs の Fångvårdsinspektör Karlström 氏も Uppsala の Fångvårdsdirektör Lundborg 氏もともにこの点を強調していた。

(3) Bagger=Sjöbäck; Activities. p. 1f. 本書には、青少年のために、その不良化防止のため、国家が如何なる施設を用意し、どの程度の予算を用いているかが記されている。
(4) Bagger=Sjöbäck; op. cit. p. 2-3.
(5) Amilon; Youth Prison. p. 6f.
(6) Ministere; Delinquance. p. 2f.
(7) Ministere; op. cit. p. 4f.
(8) Ministere; op. cit. p. 6f.
(9) Ellwyn; Treatment. in Appendix.

二　年齢区分による処遇の区別

少年に対する処分の理念は、あくまでも処罰することよりも社会復帰、再教育が計られるべきであることは、[1] スウェーデンにおいてもその非行少年処遇の目的として掲げられている。[2] 一八歳以下の犯罪少年、その他のいわゆる虞犯少年の大部分は児童福祉法に従つて処分を受け、事件は各地方児童福祉委員会によつて処理せられる。[3] ただ、一九六一年の改正された児童福祉法によつて、この中、一七歳から一五歳迄の年齢の少年につき、裁判所により少年刑務所にて刑期をすごさせるよう判決しうることになつたことは、注目してよい。何故なら、一九五四年の法律では、少年刑務所に収容するためには、一八歳以上であることを要件としていたので、これまで一五歳から一七歳までの少年の中、懲役を相当とする少年については、実務上、その数は余り多くないにせよ、これを成人の刑務所に収容するほかに方法がなかつたのであつた。[4]

一八歳から二一歳までの犯罪少年の中の或る種のものについては、地方児童福祉委員会が管轄をもち、彼等については、特殊な学校の中で、制度としての保護、監督がなされた。他の種類の少年で、刑罰制度としての少年刑務所に収容されるものについても、社会復帰のための再教育の規定が置かれている。[5]

以上、原則的な問題を出発点として、更に考察してみる。

非行少年は後にも述べるように、各種の機関から児童福祉委員会に報告される。[6] 警察官、民間パトロール、委員会に属するソシアル・ワーカー等々。しかし、事件が犯罪と関係ある場合、第一の取調べ機関は警察である。事件が裁判所に移送された場合には、主としてソシアル・ワーカーの手で、更につつ込んだ調査が、その所為、彼の生活状態についてなされる。併せて、精神的及び肉体的な点について医療上の検査もなされる。事件が児童福祉委員会に移送されるか、或は委員会自身によつてとりあげられた場合には、委員会に属するソシアル・ワーカーの手で調査せられる。可能な限り、児童心理学、精神病学の専門家による精神状態の検査もなされる。[7]

児童福祉委員会は一五歳以下の児童、並びに一五歳から一七歳迄の少年の事件につき、犯罪行為を含めていちじるしい社会不適応性がある事件であつて、矯正教育的処分が必要と認められる事件につき、活動をする。ただし、少年が二一歳に達すれば、原則として少年を終局的に釈放しなければならないことになつている。

一八歳から二〇歳迄の少年に対しては、委員会の管轄は、不規則、怠惰又は不道徳な生活を送り或はその他の重大な非行にふけつている者にまで及んでいる。[8]

一五歳以下の者に対しては、警察に報告されることなく事件は直接に委員会にあてて送られる。この年齢層の少年は法廷にて裁判されることはない。すべての犯罪事件は委員会に移送され、児童に適した処遇につき、委員会が責任を負う。

一五歳から一七歳までの犯罪少年について、法律上はその訴追が許されているが、大部分は委員会に移送される。[9] 起訴猶予及び刑の条件附猶予判決 (Conditional Sentence) に関する規定は、この場合に適用しうるのである。起訴は年長少年 (adult) によつてなされた軽い罪につき猶予されるが、他方、一五歳から一八歳迄の少年によつてなされたより重大な犯罪にも用いられる。この場合、法定の手続が起されるかどうかを決定するのは検察官である。大部分の場合には委員会がまずその意見を

聴され、検察官が事件を委員会に移送することを通例とする。起訴猶予の条件の一つは、犯人が再び犯罪を繰りかえさないことが明らかに観取しうる場合である。犯罪が重大でない場合、いたずら又は無思慮の結果であること明らかな場合には、別段の社会復帰処分を用意せずに起訴を猶予することが出来る。

一九五四年の法律によれば、犯人が二一歳以下の少年の場合、裁判所は〝予防教育（skyddsuppfostran）〟を課せしめるため、事件を委員会に委ねる決定をなすことが出来る。このような例は、通常懲役刑を課せられる種類の犯罪につきなされる。一八歳以下の少年には、懲役刑を課するための〝特別な事由〟がなければ、原則としては課せられない。これは、後に、数値をあげるが非常に稀なケースであるといってよい。その例としては、殺人、強盗等のような重大犯罪である場合、又は社会福祉制度では改善の見込みが不充分なことの明らかな場合である。

一九三九年の刑の条件附猶予判決に関する法律には年齢の制限について何等の規定ももたない。実務上は、この法律は主として少年犯罪者に適用されている。大部分の事件には三年間にわたってプロベーションが附される。条件附猶予判決は、本人の仕事、居所、医学上の処置に関する規律をも含むのを常としている。

一八歳から二一歳迄の少年に対しても、児童福祉法、条件附猶予判決に関する法律の適用がある。[10] 一九三五年の少年刑務所法は、特に一八歳から二一歳までの犯罪少年に対する特別な施設を設けている。或る場合には、裁判所は通常の懲役刑が課せられる犯罪に対して、少年刑務所での服役を宣告することが出来る。但し、四年以上の懲役を宣告される場合にはこの限りでない。[11]

二一歳以上の犯罪者につき、犯罪少年が二一歳の誕生日を越えたとき、委員会のコントロールがそれに及ぶこともありうる。何故なら児童福祉法によると、一八歳に達した後に委員会の保護権限の下に置かれた少年を最終的に釈放することは、そのもとの審判の後三年がすぎるまで延期することをうるとされているからである。二一歳の少年につき、その犯罪が国家

機関の知るところとなつた場合には、成年者として処遇をうける。[12]

以上、一五歳以上二一歳までの非行少年に対し、いかなる問題が生じるか、特に一八歳を分岐点として、いかなる処分上の相違があるかという点について、犯罪の内容、種類をも加えて、その関係を考えてみた。そのいわゆる教育処分がどのような形でなされているかという点に、関心が向いたところで、行政機関、司法機関（司法行政機関）がそれぞれ現実に如何なる対策を用意しているかについて、考察してゆきたいと考える。

(1) Ellwyn; Treatment. p. 5. 以下の叙述は、この論稿に負うところが多い。私は、ストックホルムの旧市内にある少年犯罪研究所を訪ねて、同嬢（かなり年配である）から、親しく意見を聞く機会をもつた。少年福祉委員会が、小さなコミューンに分れて地方自治の形で行われているのは、たしかに法の等しい適用という見地からみると、好ましいことではないが、これは中世からの伝統である地方責任（Local Responsibility）によるものであつて、全国的な統一組織に統合する気運はない。親のもとに居る方が、子供の人格の発展にとつてむしろ害となるような場合には、子供を有志の家庭に移したり、公共の養護施設に入れ、国家（少年局）はその子供が成年に達する迄金銭的援助をする。保護を要するか否かにつき如何にしてこれを知るかは、一般人の通報、委員会に属する民間パトロール、警察官の通報等による等、の話を聞き、一九六一年児童福祉法の原本、Lag om samhällets vård av barn och ungdom (barnavårdslag) の贈与をうけた。

(2) Ellwyn; op. cit. p. 1. 以下に詳しい。

(3) Amilon; Survey. p. 11. Bolin; Massnahmen. S. 2ff. 委員会の手続には、法的安定性の保障が必要とされ、少年の両親及び少年が一五歳に達していれば、少年自身も、調査に対して意見を述べ、弁護人の選任を要求することが出来る。委員会は、少年の精神及び肉体上の健康、その家庭的及び家族的関係につき、少年の成育に害となるような危険にさらされている子供に対して、予防措置を講ずるのを手はじめとして、教育処分、保護処分等、ケースに応じていろいろな方法を講じうる。

(4) Swedish Department; Penal Reform. p. 8. に、この年齢層は少年刑務所に収容すべく判決することは出来ないと明言している。

(5) Amilon; op. cit. p. 7f. 少年刑務所は原則として不定期刑をもつて宣告され、下限は少くとも一年、上限は四年を超えてはならない。この期間に示された少年の行状、改善の度合いによつて、期間中にその刑期に長短の差異が出来る。刑務局のラルソン氏（Larson――心理学者――この人の好意で、スウェーデン滞在中のあらゆるアレンヂメントは完全になされ、多くの施設を見学し、学者、実務家と会うことが出来た）の話では、刑期の上限の三分の二をすぎると、大体恩赦の形で出所するということである。但し、彼は少年刑務所の制度の効果についてはかなり懐疑的で、累犯率は約八〇パーセントにのぼると考えられると言つていた。これに対して、後に紹介するウプサラ少年刑務所長ルントボルク氏

(Lundborg) は、累犯率の問題は少くとも一〇年間の数値を手にする必要があるとしつつ、少年刑務所の実効性は大であり、裁判官は少年に対して、大部分、ここで服役せしめるように判決している、と説明していた。

(6) Nyquist; Swedish System. p. 6.

(7) Ellwyn; op. cit. p. 4. Nyquist; op. cit. Bolin; a. a. O. S. 8.

(8) Bolin; a. a. O. S. 4. この要件の詳細については後に述べることとする。

(9) Ellwyn; op. cit. p. 1f. Amilon; Survey. p. 11f

(10) Ellwyn; op. cit. p. 2. Amilon; op. cit. p. 12.

(11) Amilon; op. cit. p. 9. は、その他の例として、罰金のみ課されている犯罪も除かれるとしているが当然である。

(12) Ellwyn; op. cit. p. 2f. Amilon; Youth Prison. p. 2f.

三　児童福祉委員会の機構とその処遇

児童福祉委員会の機構がどのようなものであるかについては、大体紹介がなされている[1]から、ここでは説明の便宜のための程度にとどめておく。詳しくは、又別の機会に説くことにすることにして[2]、主たる視点を改善学校 (Reformschule) その他の児童福祉委員会の管轄に属する矯正施設に向けることにする。

まず、統計的数値から始める。第一表は、一九五九年、六〇年度に、ストックホルムの児童福祉委員会が受理した事件数である。数値を考える場合、ストックホルムがスウェーデンの人口の約六分の一であることに注意をはらうことは必要である[3]。

すでにのべたシビル・パトロールというのは、この表の第二項目である。

第一表

報告者＼年度	1959	1960
警官	2169	1930
ソシアル・ワーカー・プロベーション・オフィサー	1199	1789
両親	689	860
子供自身	148	117
検察官	1457	1302
裁判所（離婚事件）	120	119
〃（刑事事件）	201	335
私人	385	354
医師	244	235
アルコール取締局	229	280
学校	132	117
財政援助機関	32	35
その他	210	261
計	7215	7734

児童福祉委員会は社会省の一部局である社会福祉局の管轄に属しているが、各地方コミューンは、それを直轄する各郡の行政庁によつて監督されている。このような、地方コミューンの地位が分権化されているのは、スウェーデンの地方行政の特色である地方責任の考え方に由来する点についてすでに述べた。

原則として、一つのコミューンは一つの委員会（以下児童福祉委員会を委員会と略称する）をもち、それぞれその管轄内の少年につき、指導監督に当つている。[4] しかし二つ以上のコミューンが共同して公共扶助組織（public assistance）をもつている場合には、委員会をも共同してもつことがありうる。[5]

もつとも、ストックホルムにある社会省は、中央官庁として、この地方組織の強化に力を貸し、この制度がうまく機能することを社会福祉局に委ねているが、ただ各地方の独自の少年行政に干渉することはしない。

郡の行政庁もその行政区劃での委員会の活動を監督している。それを助けるのは、児童福祉相談員であるソシアル・ワーカーである。[6]

委員会の構成は最少限五人であることを要し、公共団体の長から四年の任期で選出されるが、特別な資格条件はない。児童福祉法は法律家一人の選任をすすめているが、若しそれが不可能なときは、専門家として法律家を関与させなければならないとしている。

その他、公共扶助に関するコミューンのメンバー、書記、学校の教師、少年問題に熱心な人少くとも二人、都市では医師が委員として加わることが望まれている。[7]

この委員会の委員は、名誉職であるから、原則として報酬はなく、交通費等のみが支給される。他方、正当な理由がなく会議に欠席すると、罰金を支払わされる。

この委員会は少年に良き環境条件、教育条件をつくることに必要な処分を行なうために責任を負う。少年達を自由時間に

出来るだけ健康な遊びにひきつけておくための施設の整備は、委員会の仕事に入る。

少年の家庭環境が好ましくなく、その精神的、肉体的観点からその成長に好ましくない影響をうける少年につき特別な注意を向け、予防処置として、その生活改善のために生活指導を行なう。[8]

委員会の活動は、原則として通知がなされることにより始まり、通知は如何なる機関も私人もこれをなすことが出来る。[9]

個別的な処遇を委員会として行なうためには、次のような環境条件を必要とする。即ち、一八歳に満たない少年であつて、家庭で虐待され、肉体的精神的健康に危険があり、その成長がおびやかされ、両親又はその他の教育者が教育するのに不適当であり、或はその能力に欠けていることがこれである。[10]家庭環境の悪い例としては、精神異常者、犯罪者の家庭に育つて、親から著しくなおざりにされているとか、又、親がきびしすぎたり、逆に全然何もいわない例すらもあげられる。[11]

次に、委員会が積極的に関与する他の場合としての少年自身の態度、行状は次の通りである。即ち、二一歳未満の者が、犯罪行為又は不道徳な行状、又は自己の能力に従つて真面目に生活することを怠つたことにより、又はアルコール飲料その他の麻酔物の濫用並びにこれと同様の理由により、社会の側で改善を目的とする特別な処分を必要とすると認められれば、委員会として予防処分を行なわなければならない。[12]

右の要件が備わつた場合委員会のとるべき方法には、(1)勧告と援助のごとき擁護手段、(2)両親に対する警告又は少年に対する戒告、(3)少年の生活状態に関する指図、(4)証明書による補助がある。[13]

この種の予防手段をとるときは、事件を直接委員会の監督下に置くが、その性質はプロベーションに類似する。しかし、委員会によつて保護監督の任を命ぜられる人(supervisor)は、職業的なプロベーション・オフィサーでなく、有志の人でしかも監督者たるにふさわしいと思われる人である。但し、この方法は、予防教育のため保護監督施設に収容することを決定する前の段階として、なされることが多い。[14]

ただ、スウェーデンでは、通常、少年を施設に収容するのは、その家庭から少年を隔離することが真に必要であるとされる場合に限つてなされるとするのが、その一般的政策である。要するに、予防手段ではもはや充分でないと考えられたときにのみ、保護教育がなされるのである。[15] 但し、この決定に対しては、両親から、委員会の上級機関である地方行政委員会(State Provincial Board)に対して提訴することが出来る。地方行政委員会は子供が社会に再適応するに必要不可欠と思われる場合に限つて施設に収容することを認める。[16]

保護教育には、学齢期の者とそれを超える者につき、それぞれ特別な学校施設があり、義務教育年限の少年には一般教育を授け、それ以上の年齢の少年には職業教育を授ける。[17] 収容期間は大体二〇ヵ月である。ここでは主として集団治療方式をとり、家庭に帰宅を許すことも条件を附して行なわれる。一二歳以下の少年には有志の保護家庭(Foster Family Home)に移すこともありうる。[18]

このような教育処分でも不充分な事件については、心理的精神病的検査を行なうために四週間身柄を拘束することが出来る。

保護教育には、このような心理、精神病のクリニークにて検査をする場合のほか、休みのときに少年のための施設にて社会教育をなすような、いわゆる施設外の方法と施設に収容して行う保護教育の二種類がある。

施設には、教育施設、[19] 少年保護施設、少年の家等がある。

これらのいずれに入るべきかは、結局、社会福祉局が、当該少年の年齢、成長度、精神状態に応じて決定するが、男女が同一の施設に入ることは許されない。[20]

教育施設は現在第二表の通りである。[21]

これらの施設には当然のことながら、塀も垣根もない。ここでは、職業教育の他に、精神治療を行なうことがある。

第二表

男子用施設名	定員	年齢	建物数	収容者の種類
Lövsta	80	20歳以下	11	精神病質者
Långanäs	48	17—20歳	3	正常者
Fagared	61	15—17歳	5	〃
Forsane	54	〃	5	〃
Sundo	75	〃	6	〃
Johannisberg	35	〃	2	〃
Råby	39	〃	3	普通以下の者
Margretelund	38	〃	3	〃
Östra Spång	50	15歳以下	2	正常者と普通以下の者
Stigby	24	〃	2	〃
Hammergården	40	〃	2	〃
Vemyra	50	〃	2	〃
Gudmundsgården	25	〃	1	高度な知能の者
Folåsa	20	〃	1	精神病質者
Gräskärr	64	〃	1	比較的年少者，正常者とやや正常者
Bärby	32	〃	3	〃
女子用施設名	**定員**	**年齢**	**建物数**	**収容者の種類**
Ryagården	71	15歳以上	5	精神病質者
Bistagården	28	20歳以下	2	妊婦及び幼児
Hornö	30	15—17歳	2	正常者
Brättegården	27	〃	2	高度な知能の者
Härsjögården	24	18—20歳	1	普通以下の者
Eknäs	27	15—17歳	2	〃
Morängen	19	〃	1	〃
Broby	28	16歳以下	2	正常者
Hakaltort	14	15—18歳	1	正常者，普通以下の者

その他、施設内ではかなりの自由が認められて居る。但し、勝手に施設から離れることは勿論出来ず、外に出る場合、監督者に申告しなければならないこと勿論である。

なお、義務教育を行なう施設でも、授業は午前中であり、午後は労働に従事する。

施設内では、一〇人に一人の割合でカウンセラーがつき、三ヵ月にわたつて、その行状につき観察がなされる。施設内での六ヵ月の生活経過の報告にもとづいて、最後的な処分が決定されるが、多くは最初に収容された施設にそのまま生活を続ける。収容の必要なしとされた少年は自宅に帰される。[22] この場合に条件附で帰宅を許されるか条件を附せられないかのいずれかである。

収容施設から出所する場合、大体二年間の監督期間が課せられる。この期間中、国家から財政的援助をうける反面、保護司が任命され、その者の指導を受けなければならない。

施設内では一週五日制であり、金曜の晩から日曜の晩迄の自由時間には、行状の良い者に自宅に帰り、又は知人を訪ねる許可が与えられる。

右のような各種の施設に入れられた少年は、その年齢、行状、成長度によつて、他の施設に移されることもあり、[23] 社会復帰の日をめざして、心身の訓練に日を送つているのである。

(1) 宮原・前掲・二八九頁以下は、一九五七年の改正前の法律関係下の機構につき、かなり正確に記述している。
(2) 一九六一年児童福祉法をよく読んでから、稿を改めて書くことにする。
(3) ストックホルム社会省、児童福祉局のトラウング夫人(Traung)のところで披見した数字である。官庁文書より引用させてもらつたから、出典を明示しえない。
(4) Amilon; Survey. p. 11.
(5) Nyquist; Swedish System. p. 1.
(6) do; op. cit. p. 2.
(7) 改正前の法律については、Nyquist; op. cit. p. 3. 改正法については、Bolin; a. a. O. S. 2.
(8) Bolin; a. a. O. S. 3f.
(9) Nyquist; op. cit. p. 6.
(10) Bolin; a. a. O. S. 4.
(11) Ellwyn; Treatment. p. 9. に親子関係について詳しい。たとえ環境が直接悪くなくとも、資産上、知性上貧困とみとめられる家庭も、この中に入れて考えている。
(12) Bolin; a. a. O. S. 4. Nyquist; op. cit. p. 2f
(13) Amilon; Survey. p. 12. Bolin; a. a. O. S. 5.
(14) Ellwyn; op. cit. p. 4.
(15) Amilon; op. cit. p. 12f.
(16) Ellwyn; op. cit. p. 6. Bolin; a. a. O. S. 5.
(17) Bolin; a. a. O. S. 10. 高校に進学出来る素質の子供につき、同書一二頁。Ellwyn; op. cit. p. 5f.

(18) Amilon; Survey. p. 12f. Ellwyn. op. cit.
(19) 現在、社会福祉局の管轄下にある教育施設は、別掲の如く二五ある。エルビン・前掲附録参照。
(20) Ellwyn; op. cit. p. 6.
(21) Bolin; a. a. O. S. 10 は二五の施設の中、男子一七、女子八個所としているが、誤まりである。ここにあげた表の方が正しい。但しエルビン前掲附録は一九五五年現在の数値であり、一九六二年三月一日現在の数値を同嬢がここに掲げたように自身で訂正してくれたことを特記する。
(22) Ellwyn; op. cit. p. 6.
(23) Ellwyn; op. cit. p. 8. Bolin; a. a. O. S. 11f.

四　少年刑務所の特質と現実

科刑が必要である犯罪少年に対し、通常の自由刑では不充分なこと、それが特に適当でないことは久しい間にわたつて議論されていた。ことに刑期の確定した自由刑は少年に対しその躾、教育の見地からみて思わしい改善の実をあげることが出来ないという点が指摘されていた。この点を除去するために一九三五年六月一五日の少年刑務所法によつて、不定期刑をもつて宣告される少年刑務所が発足したのであつた。(1) もつとも、それ以前、約三〇年前にすでに、少年には刑罰よりも躾こそ必要であるとする考えから一五歳から一八歳迄の少年に対して矯正教育法が特に立法せられていたのである。この法律はもはや有効ではないが、ともかく少年犯罪者に対する制度上の処遇にとつての進歩に重大な意味をもち、不定期刑による刑の執行が導入され、同時に、処遇は職業訓練と性格の形成に力点を置かれるようになつた。(2) もつとも、この少年刑務所という機構は、イギリスのボスタル制、及びそれを継承したデンマークから借りた。(3)

少年刑務所法は一五歳から一八歳までの犯罪少年に関する新しい立法として、一九三八年一月一日に発効し、犯罪者処遇の方法に残されていた重大な欠陥を是正した。それまでは、独房に収容することが、当該の少年に対する唯一の制度上の刑であつた程である。

少年刑務所の特質はどういうところにあるかといえば、形式的には、その判決は刑罰とされ、裁判所によつて課せられる。[4] しかし、実際には不確定な期間につき課せられる教育的性質をもつた制裁である。法律上、その短期は一年以下でないことを必要とするが、約一〇ヵ月後には仮釈放が許される。長期は四年である。少年刑務所にとつて特徴となるのは、処遇の期間が判決中に規定されず、処遇期間中に決定される点であろう。釈放の問題は少年刑務所会議当局 (National Youth Prison Board) によつて扱われる。釈放は条件附仮釈放の形又は制限附釈放の形で許される。[5] 規定の最低限が過ぎても釈放を勧告するに適しないときは、爾後六ヵ月ごとに、その事例を検討する。仮釈放は、二年を経て許可がえられる場合に限る。但し充分な理由がないときは許可されない。仮釈放を受けた者は保護司 (supervisor) に附せられ、その期間中、居所、職業等に関する所定の要件を充たすことが要求される。[6] 少年刑務所会議は被釈放者をその期間中といえども所内に戻す権利を有する。保護観察期間は少年刑務所会議が決定するが、その期間は少年が所内ですごす筈であつた残余期間の最高を越えることはできず、二年を越えることは出来ないのを原則としている。

一九五〇年から六〇年迄の一〇年間、少年刑務所での刑を判決された者は第一表の通りである。[7]

第一表

年度	男	女	合計
1950	205	6	211
51	197	4	201
52	193	9	202
53	173	3	176
54	167	4	171
55	172	4	176
56	216	2	218
57	250	8	258
58	281	4	285
59	345	5	350
60	392	5	397

第二表

名称	定員		収容数		過多		不足	
	非開	開	非開	開	非開	開	非開	開
A)								
Skenäs	—	85	—	85	—	—	—	—
Hällby	80	10	85	8	5	—	—	2
Nyköping	32	—	29	—	—	—	3	—
Roxtuna	46	9	51	5	5	—	—	4
Uppsala	48	—	56	—	8	—	—	—
Ystad	32	—	34	—	2	—	—	—
Björkahemmet	—	10	—	9	—	—	—	1
Hildero	—	15	—	15	—	—	—	—
小計	238	129	255	122	20	—	3	7
B)								
Kristianstad	52	—	44	—	—	—	8	—
Marienfred	80	10	67	8	—	—	13	2
Västeras	44	—	38	—	—	—	6	—
Herrestad	—	18	—	20	—	2	—	—
小計	176	28	149	28	—	2	27	2
合計	414	157	404	150	20	2	30	9

なお、少年刑務所の現状を考える場合の参考として一九六二年四月六日現在の刑務局の統計を掲げてみる（第二表）。

右と同時期の少年受刑者につき男女別の統計は第三表の通りである。この数字には通常の刑務所に収容されている少年も含まれている。[8]

少年刑務所の受刑者につき、簡単にふれておく。少年刑務所は、本来は、予後の見込みのよい、精神病学的にノーマルな少年を予定しているが、現実は必ずしもそうでなく、メンタルに欠陥があり、或は精神病質であることが多い。一九五〇年に収容者に対して調査があつたが、その結論は今日の収容者にも適用出来る。それによると、三六％のみが精神的に成熟しているにすぎず、三三％は遅れて居り、かつ受動的である。感情的な欠陥は七五％に見られる。しかし他方、知識は社会的に適応している少年達と比肩しうることが分つた。なお、九一％以上が、以前に何等かの不都合をし、五〇％が何等かの施設に入つたことがある。反社会的行動、主としてアルコールの濫用は五〇％に達している。そして八〇％が両親に何等かの欠陥、例えば監督のないこと、犯罪者、精神的不安定、アルコール中毒がみられ、五〇％は悪しき環境、離婚した家庭の出である。[9]

その結論としては、個別的な処遇と小集団に分けて処遇をいろいろ違えて行うという方法が必要であることが指摘される。

少年刑務所に懲役を課せられた者は、まず二ヵ月間、ウプサラ（Uppsala）にある少年受刑者入所センターに送られ、そこで精神的、肉体的状態を調査され、労働適応性につき、ソシアル・ワーカーからいろいろ検査される。そして、その結果、各所にある少年刑務所に送られるが、その場合には、当該刑務所に定員

第三表

年齢	15		16		17		18		19		20		21		合計		15—17		18—20	
男女別	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
数値	1	0	4	0	28	0	62	0	103	1	164	1	187	1	549	3	33	0	329	2

上、空席があるか、その刑務所に、その少年の労働に適した作業場があるかどうかによつて決定される。[10]

ウプサラの中央少年刑務所での準備期間を終えてから、少年は次の原則によつて各地に分散する。ノーマルな少年はフケネス(Skenäs)刑務所に送られ、精神的に問題のある少年はロクストゥナ刑務所に送られる。ここは「刑務実験室」と呼ばれ、心理学、精神病学の医師が多く働いている。累犯者のような、問題児は、主としてイステッド(Ystad)又はヘルビー(Hällby)刑務所に、常習的逃走者その他の強情な少年はニケピン(Nyköping)刑務所に送られる。そして、行状のよい少年達は、通常フケネスを経て、開放的な訓練所(Open Colony)に送られる。[11]

少年達は、主として労働による社会復帰教育をほどこされるが、その種類は第四表の通りである。[12]

私は比較的短時間ではあつたが、この中、まさに異つた性格を有するウプサラ、ロクストゥナ、フケネスの三刑務所を見学して来た。以下、その現実を簡単に述べてみる。

ウプサラ

周知のように、ウプサラ[13]はストックホルムから北に一〇〇粁も離れていないところにある大学都市である。スウェーデンの国教であるルーテル派の教会とウプサラ城が美しく見渡せる高台に、少年刑務所のセンターがある。レ

第四表

所名＼作業の種類	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
Skenäs		12	12	30		12				12
Hällby						30	10	10	20	12
Nyköping						10			10	12
Roxtuna	14	10	10	5		10				6
Uppsala	8			8		16			10	6
Ystad				8	8	16				6
合　計	22	22	22	51	8	94	10	10	40	54

註　1. 仕事による治療　2. 自動車修理　3. 建築　4. 農業，森林業，道路工事　5. 裁縫　6. 機械　7. プラスティック　8. ラジオ・テレビ修理　9. 木工　10. 雑役及び家事労働

ンガ色にぬられたウプサラの城から五〇〇米と離れていない場所に、刑務所のクリーム色の建物がある。所長のルントボルク（Lundborg）氏から話を聞いて、施設を見学した。この刑務所は一八六二年に創立され、一〇〇年祭を祝つたところであるとのこと。一九三八年に少年刑務所となつた。この歴史をみても分る通り、施設としては余りみるべきものはない。房の作り方も古いし、昔の独房の名残りをとどめている。扉にのぞき穴があるのも、その跡である。室内は、各収容者が思い思いに装飾してある。ピン・アップと称する女性の写真が必ず、申し合わせたようにはつてあるのが印象的であつた。

この刑務所が今日のような少年刑務所のセンターとなつたのは一九五六年九月であり、現所長は一九五五年から就任していたとのことであつた。収容人員は五〇名弱であり、一、二ヵ月で交代するから、一年に約三〇〇人位を扱う。

ここは、ウプサラ大学から学生がよく訪ねてきて、犯罪少年と交歓会を行なうという非常に教育的見地からみて恵まれた環境であると所長は強調していた。[14]

労働場については、丁度私は日曜日に訪ねたので休みであつたが、旋盤等も立派なものが備えられ、講義室も完備していた。ただ、ここは非開放施設であるし、刑務所に入れられていわばオリエンテーションを受けている最中の少年達を収容しているところであるから、何となく陰気な風景であつた。周囲をとりまく壁も高く、鉄条網もその上にはつてあつて、心理学のテスト等は最新式であるとはいつても、何となく古い器という印象を拭うわけにはゆかなかつた。

ロクストゥナ

ストックホルムから一七〇粁ほど西南に位置するリンケピン（Linköping）の近郊（約一〇粁）にある施設で、近くに人家は全くない。[15]

一九五五年に創立されただけあつて、非常に明るい、若々しい感じの刑務所である。ロクセン湖のほとりの林をきり拓いて、刑務所とその職員住宅を作つたものである。

環境もよく、それに職員が非常に若々しく、かつ親切であつた。すでに述べたように、ここは、予後のよくない者及び精神病質のものを収容するところから、所長のベルククヴィスト（Bergquist）女史は精神病学者で、この他助手の精神病の医者、心理学者等がスタッフで、現在六一人の職員を算える。[16] これに対して少年の定員は五五人である。従つて、徹底した小数集団による指導が可能である。

ここでは、三種類の施設に分れる。四棟は半開放施設であり、九人ずつ収容されている。窓には格子はないが、桟は鉄であり、ガラスは破れない特殊ガラスである。しかも、窓が半開きになるように工夫してあるから、窓から逃げることは出来ない。出入口には錠がかつてあり、出入りに際しては、所員に行く先をつげて空けてもらう。作業時間は一週四五時間で五日制[17]であり、土日とか、自由時間には、散歩やスポーツが出来る。

この隣りに一棟、完全開放施設がある。これも九人の定員で、行状の極めてよい者、収容期間の最後の期間を送るものが収容されている。窓も広く開けることが出来、出入りも全く自由である。

二棟並んだ非開放施設はかなり無気味である。それぞれ周囲をぐるりと五米位の高さの頑丈な金網でとりまかれ、入口に施錠してある。建物の入口の鍵もさることながら、窓に見える格子も無気味である。ここには七人分の部屋がそれぞれあるが、この中四部屋は処分のための部屋である。所内で秩序に反した者とか、休暇に帰省して、遅れたもの、脱走してつかまり、他の刑務所に移される迄の間収容される者等のための予備室として使用される。

他の一〇人は、特に希望して入るものを除き、他は、ここに入所したばかりで、何となく落ちつかない者が入れられる。通常は、ここに送られた少年は一週間にわたつて受け入れの準備期間をすごし、後に、半開放施設に入れられる。この四棟には、それぞれ、もみ、えぞまつ、ぶな、かしという名がつけられ、その他、少年の精神に良い影響を与えるべく、各種の配慮がなされている。オリンピックのキャンプという表現[18]も、あながち誇張ではない。この施設三〇ヘクタールには塀も

垣根もないのが特徴である。

少年がここに送られると、まず入所セクションに入れられて、いろいろな検査をうける。これは本館の中にある。その他、全員が集合するホールが一番奥にあり、ここで食事が作られ、各棟から当番がきて、これを各自の棟に運搬する。一棟に四人の指導者が半交代で少年の教育、指導、相談に当つているが、一週に一度開かれる討論会には必ず一人が出席して、スタッフと少年達の行状について話し合うのである。[19]

非開放施設の少年は、その中での職業訓練室で仕事をするが、他の少年達は、所内にある工場で、労働にはげみ、或は職業に関する講義を聞くのが日課である。

フケネス

フケネスは少年刑務所Aセクションの中心をなす施設であつて、完全な開放施設である。[20]

ストックホルムから一六〇粁、西南に向つて行くとノルケピン(Norrköping)というかなり大きな都会がある。そこから自動車で三六粁を四〇分近く走らないと到着しないくらい遠い人里離れたところにある。ロクストゥナから八〇粁離れている。ここも湖のほとりにある。王妃が寡婦となると、ここに移つたといわれる離宮(Skenäs-Kungsgård)の跡がこの刑務所の構内の湖のほとりに、今では土塁だけになつて、残つている。それほど、美しい場所である。八五人の少年を収容するだけあつて、堂々とした建物である。これは一九三八年から四〇年の間に建築され、一〇〇米位はなれてL型の三棟がそれぞれ三角の頂点に位するよう建てられている。

クリーム色の建物が針葉樹の緑に映えて、大へん美しい。少しはなれたところに職員の住宅が点在しているが、その殆んどが少年の手で作られたとのことであつた。

フケネスの労働教育は実に徹底していて、その施設は前掲の表で明らかなように、多岐にわたつている。私は、副所長の

カールストレーム氏（Karlström）の案内で、それ等をつぶさに見た。ここで作られる生産物は、農業の産物は勿論、機械、木工まですべてが請負いで、それによつて少年達はエキストラの収入（国家から一日十クローン位の生活費が出ている）を得、その半額を貯金し、他の半額を帳簿に貯金して、身の廻りのもの、タバコ、チョコレート等を買うのである。[21]

ちなみに、スウェーデンには喫煙禁止法はないから、一三、四歳で喫煙する者が多い。刑務所内でも、別段禁じられていない。

所内で良き行状を示し、しかも知的に高度な素質をもつ少年に対し、休暇と同様の恩典として、土地の高等学校（Folk High School）に通うことを許すこともあり、[22]又、そのような改善の程度のすぐれた少年には私企業に労働に行くことも許される。

釈放の前に、釈放前収容のホームで生活することは、すでに述べた（本節註5）。

このような仕組みは、自由労働許可制（free labour permit system）とよばれるものであるが、これによつて、刑務所に服役中に、すでに臨時工として、大企業に傭われ、将来、そこで働きうる場所を確保することが可能となり、社会復帰という点からみて、大いに効果が期待されている。[23]

又、スウェーデンにおける人口不足は、たとえ所内でのみ労働に従事した少年でも、腕に充分職をつけていれば、出所後、就職にさして困難さはないとのことであつた。

いたれりつくせりの施設とその中で明るい表情で生活している子供を見、地下室のフィンランド式むし風呂に入つてみた私には、この刑務所学校がいつの日かスウェーデン社会の大いなる栄光の担い手となることを信じる気になつたことであつた。

社会が地に足をつけ、国の将来に思いを至すならば、この程度のことが出来ない筈はないのである。予算の不足をかこつことで、責任を免れることはありえない。

(1) Amilon; Youth Prison. p. 3.

(2) Amilon; Survey. p. 8.
(3) Swedish Department ; Penal Reform. p. 13. Amilon; Youth Prison. p. 4.
(4) ラルソン氏は、実際的な意見をもつている人であるので、少年刑務所に入れるのも、児童福祉委員会の管轄する改善学校に入れるのも、少年にとつてはどちらでもいいことなのであつて、少年達の関心は、一体何ヵ月、自由を拘束されて、施設に入つていなければならないかという点にある。他方、社会の側からすれば、具体的事件の大きさにより、刑罰の色彩のあるところに、加害者を収容することの方が正義に合すると思うものである、といつていた。
(5) ボーリンによると、この釈放はむしろ保護の形でなされ、施設内での保護と施設外での保護に分れる。これがいわゆる釈放前収容のホームとよばれるものである。ただ、施設内での保護と施設外での保護との間に、段階的区別はなく、施設外の保護を出来るだけなさしめることが必要である、とする。その仕事には、施設内での教養過程での勉強、道路工事、森林作業、五六人の少年が作業長夫婦と一緒に小屋に住んで、建設作業を行なう等の業種がある。Bolin; a. a. O. S. 13ff.
(6) Amilon; Survey. p. 5.
(7) Amilon; op. cit. p. 6.
(8) Fångvårsstyrelsen. den 6. April 1962. Sammandrag av uppgifter till.
(9) Amilon; Youth Prison. op. cit. p. 6f.
(10) ウプサラの少年刑務所センターにつきアミロンの前掲一〇頁以下が詳しい。まず、少年を入所せしめてから、少年と所員の間に密接な人間関係が得られるように、ケースワーカーの手で努力される。まず一般的な話をして、気分をほぐしておいてから、犯罪及びその状況につき尋ねる。この場合、精神状態の治療のことも考えてやる必要がある。その後、ここで得られた話と、記録とを比較する。
少年の処遇については、所長、助手、ケースワーカー、そして出来れば精神病学者をもつて構成される委員会に監護人と職業指導官の代表一人ずつが加わり、今後の処置につき協議する。少年も出席を許されて、ケースについて意見を述べることが出来る。
ウプサラでの療法は、まず会話による治療が第一で、労働による治療は第二である。最初の時期は子供の思考を、社会的に受容しうる客体に向け、その行動を規範化するにある。
(11) Amilon; Youth Prison. p. 8f.
(12) Amilon; op. cit. p. 15f.
(13) Amilon; op. cit. p. 12ff. espesially p. 14.
(14) アミロン前掲二〇頁にも、この外界との接触の重大な意義について肯定的な意見が述べられている。

(15) ロクストゥナの設立当初の状態を記録したものに、Swedish Department; Penal Reform. p. 13. p. 16. がある。現在の状態については、アミロンの少年刑務所論二八頁以下が詳しい文献である。
(16) Amilon; Youth Prison. p. 28 ff
(17) Amilon; Survey. p. 20.
(18) Amilon; Youth Prison. p. 29.
(19) アミロン前掲書一四頁に、ウプサラの施設での状況が書かれているが、そこで調査された資料は、ロクストゥナに送られて、ここの委員会の手によつて修正され、活用される。この点につき、アミロン、前掲三〇頁以下に詳しい。
(20) Swedish Department; Penal Reform. p. 13. に詳しい。
(21) この点につき Amilon; Survey. p. 20. do; Youth Prison. p. 16. この本の二二頁に休暇につき記されている。この休暇も処遇の一つであつて、行状のよい者には、家に休暇を得て帰ることが許される。入所後四ヵ月目が第一回で、その後、三ヵ月に一度ずつ休暇が与えられる。この場合、旅費、小遣等が支給され、日数は旅行に要する日数の他に四日である。
この休暇には、少年刑務所という施設内での単調な生活に変化を与える他に、定められた条件を守つて帰るという躾の点で、よい効果をあげる利点がある。
(22) Amilon; op. cit. p. 24.
(23) Amilon; op. cit. p. 25.

むすび

スウェーデンにおいて、非行少年対策の現実がどのようなものであるかについて、以上の叙述により大体が示されたことと思う。

一つの制度について、これを文字の上でだけ紹介することは容易であつても、それの現実的機能を観察する機会を併せもたなければ、形骸を手探りすることによつて、肉体と魂を推測することに等しい。

殊に、少年問題のごとく、機構のみの抽象論ではまかなえない問題については、単に海外事情の文献上の紹介だけでは説

得力がないと考える。少年の精神を如何にして救うかという教育的な見地から、少年のための刑務所は如何にあるべきかを再考、三考しなければならない。ただ、社会から隔離することで、その問題解決にならないことは言うまでもない。

北欧のきびしい自然条件の中にあつて、当局が少年のために選ぶ環境は、その風光の点で、少年の傷ついた心に安らぎを与えうるような土地が選ばれている。もつとも、森と湖の地、スウェーデンには、その自然の中にたくまずして得られる景勝の地が無数にあるということも、当然考えられて然るべきかも知れない。しかし、その人里離れたところにも、電気、水道、ガス等は完備し、衣食住の点で、極めて恵まれた生活環境が形成せられているのである。

何もスウェーデンが富める国だから出来たというだけのことではない、何かもつと根本的な問題がここにひそんでいるように思われる。

労働力の不足をなげいている半面、極めて多くの優秀な若い人達が、非行少年のための施設で、地味な活躍をしている事実は何を物語るのであろうか。

結局、道を誤つた少年、恵まれない少年達に、少しでもよい生活を与え、彼等をして正しく生きることの喜びを味わわせ、それでもつて、社会人として新しいスタートをきらせようという人間救済の理想が高く掲げられているのである。

単なる役所仕事以上の情熱を傾けて、若い人達が少年達に働きかけていることは、まさに人格による人格教育の典型である。それというのも、徹底した小グループによる治療がこのような成果を生ませる原因となつているといつても過言でない。このような少人数をもつて、集団的なカウンセリングを徹底させているのは、他に例を見ないのではあるまいか。その意味でも、もつとここで得られた資料が知られる必要があり、又、社会学、心理学の分野の人も、スウェーデンにおける非行少年に対する治療の実際とその成果に注目してよいのではないかと思われるのである。

最後に、スウェーデンでの経験を通じて、日本の少年に対する処遇に関し、二三の感想を述べてみたい。

第一に、日本の学会にしろ実務にしろ、余りにも関心を手続の点にのみ集めているのではないかということである。

非行少年を救うのは、なるほど適正な手続も必要であるに違いないが、実は、それによつて得られた審決の現実的執行の段階こそが最も重要である。少年刑務所の中でどのようなことが行なわれているかについての関心をもつてはじめて、少年犯罪全体に対する問題意識が完全なものとなる。なるほど、執行の問題について発言することは、よほどの経験がなければ、出来にくいことであるというのはうなずけることである。しかし、実務に通じている人には、現実との妥協ということが反面ではある。従つて、現状について、少しでも進歩を求めようと心掛けたとしても、予算とか伝統とかの制約で、結局現状維持に落ちつくきらいが多々あるのである。

理論家、殊に、進歩的といわれる人々は、手続の段階までについては、極めて派手な論戦を張るし、法それ自身に対し、超越的な批判の声は大変高い。しかし、それが現実に執行される段階については、不幸にして進歩的な思想の恩恵がほどこされたことは余り聞かないのである。スウェーデンの少年刑務所の個室の壁には、ピン・アップなる女性の写真が殆んどの部屋で見うけられた。これに比べれば、日本の刑務所のいかに殺風景なことかは驚くべきことである。少年刑務所の現実も大体において同じであろうが、中野刑務所のごとき代表的な、立派なところでも、受刑者はその家族の写真すら、自由にこれを飾ることが出来ないのである。一定の期限を附せられて、自分の家族の写真を貸与されるといつたことが、何の不思議もなく現実として行なわれているのである。いわんや、女性の写真を飾ることなど、思いも及ばぬことである。

しかし、受刑者といえども、人間であることに変りはない。受刑者なるが於に、清教徒的な生活を強いられるいわれはない筈である。

ピン・アップを飾ることによつて、何等かの心理的な害はないかとの質問に対して、北欧の刑務官達はいつもこう答えていた。「女性が居るというのは、社会の一つの現実であつて、自然なことである。このようなものを見ることによつて、よ

りよき世界へのあこがれが、彼等をして社会復帰への努力によき効果を与えるならば、これを禁ずる理由は全くないではないか。これが害か益かを議論する前に、日本でも、一度試みてみたらどうか」と。

私は、一足とびに北欧の線まで行けとは言わないが、せめて家族の写真の所持に干渉することを止めてみたらどうかと提案したいのである。

受刑者も人間であるという根本的な認識から出発して、我が国の行刑の実態の中で、これまで余り充分な根拠がなく禁止若くは制限していた事項を検討してみる必要がありはしないかと思うのである。

受刑者の身になつて、刑務所内の規則を考え直してみることが、実は彼等に対する教育的効果を更に上げることになるのではないかという点を力説して、この稿をとじる。

（一九六二・六・一五）

本研究は、昭和三十七年度慶応義塾学事振興資金による研究の一部である。